

愛三工業株式会社
及び
テイケイ気化器株式会社
の間の株式交換に関する
事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、同第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 7 月 1 日

(株式交換完全親会社)

愛三工業株式会社

(株式交換完全子会社)

テイケイ気化器株式会社

2026 年 7 月 1 日

株式交換に関する事後開示事項

(株式交換完全親会社)

愛知県大府市共和町一丁目 1 番地の 1
愛三工業株式会社
代表取締役 加藤 貴己

(株式交換完全子会社)

愛知県豊田市寿町五丁目 10 番地
テイケイ気化器株式会社
代表取締役 小澤 謙二

テイケイ気化器株式会社（以下「株式交換完全子会社」といいます。）及び愛三工業株式会社（以下「株式交換完全親会社」といいます。）は、2026 年 3 月 30 日に、株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、2026 年 7 月 1 日を効力発生日として、テイケイ気化器株式会社を株式交換完全子会社、愛三工業株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、同第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2026 年 7 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

- (1) 差止請求手続について（会社法第 784 条の 2）
会社法第 784 条の 2 の規定に従い、株式交換完全子会社に対して本株式交換をやめることを請求した株主はいませんでした。
- (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）
株式交換完全子会社は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2026 年 5 月 26 日付で、株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社の商号及び住所を通知いたしましたが、同条第 1 項に基づく株式買取請求を行った株主はいませんでした。
- (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）
株式交換完全子会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。
- (4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

株式交換完全親会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

株式交換完全親会社は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2026 年 6 月 4 日付で株式交換完全親会社の株主に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社の商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、株式交換完全親会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

普通株式 19,800株

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上